

仕様書

1 案件名称

令和7年度大阪市立中央図書館一般廃棄物（木材等）収集運搬業務委託

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から、別紙に記載された一般廃棄物を収集したのち、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行期間

契約締結日から令和7年6月30日までとする。

6 業務内容

(1) 一般廃棄物の数量・収集場所

収集運搬を行う一般廃棄物の数量（見かけ）は下記のとおり。

別紙2: 図面 B5F の領域①～③6置かれている、雑誌架、テーブル面、棚等の建具類（主に木製、一部金具・金属製留め具あり、一部はめ込みガラスあり）

領域①: 幅 5.60m、奥行 1.20m、高さ 1.20m（別紙写真①～④）約 8 m³

領域②: 幅 2.00m、奥行 2.40m、高さ 0.50m（別紙写真⑤）約 2.5 m³

領域③: 幅 3.10m、奥行 3.70m、高さ 1.80m、プラス、幅 3.00m、奥行 0.70m、高さ 1.20m
（別紙写真⑥～⑩）23 m³

廃棄物用コンテナ（折り畳み式）は収集・運搬対象外のため、利用後は発注者に返却すること。
（収集日から14日以内）

(2) 収集場所

大阪市西区北堀江4丁目3番2号 大阪市立中央図書館の地下5階（詳細は別紙2: 図面のとおりに）
積み込みは同1階の自動車文庫車（BM）車庫内で行う。車庫は、長さ 6.7m、幅 2.1m、高さ 2.75m
の自動車文庫車（3.5tトラック改造車）が、2台入るスペース。（別紙3: 周辺図参照）

(3) 収集日時

別紙1: 収集可能な日の午前9時30分から午後3時までとする。複数日にまたがって履行も可能。

なお、午前9時30分から午前11時までは、1階内側・外側両ルートが利用可能であるが、

午前 11 時から午後 3 時までは、1 階外側ルートのみ利用とする。(別紙 2 図面参照)

※収集日時は、契約締結時に本市担当者と調整し決定する。

(4) 処分方法

関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図ること。

7 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後下記の書類を発注者に提出すること。(業務計画書以外は本市の様式)
- (2) 受注者は、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

書 類 名	備考
誓 約 書	契約締結前に提出
業務着手届	契約締結後速やかに提出
業務責任者届	契約締結後速やかに提出
業務責任者変更届	業務責任者に変更が生じた場合に提出
業務責任者が請負者に所属 することを証する書面の届出	業務責任者届とあわせて提出
業務計画書	契約締結後速やかに提出
業務完了届	業務完了後速やかに提出

8 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。
- (2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※ 1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※ 2）
(※1) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。 復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。	
(※2) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、 福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。	

- (3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

9 報告

受注者は、作業終了後、計量票の写しを速やかに発注者へ提出すること。

10 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 運搬・施工に際しては、必要に応じて養生するなど、細心の注意を払い、図書館施設に損傷を与えないこと。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることはないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の指示に従い対応すること。
- (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の承諾を得ること。
- (7) 本業務で収集したごみに他のごみを積み合わせることなく、処理施設に搬入すること。

11 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

12 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

13 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

14 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

15 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

16 その他

- (1) 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は見積書提出期限前々日の午後5時までによりよく質し、その内容を熟知のうえ、見積書を提出するものとする。見積書提出期限前々日の午後5時以降の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

17 事業担当

大阪市立中央図書館総務担当

大阪市西区北堀江4-3-2 電話番号6539-3314

(別紙写真)

①



②



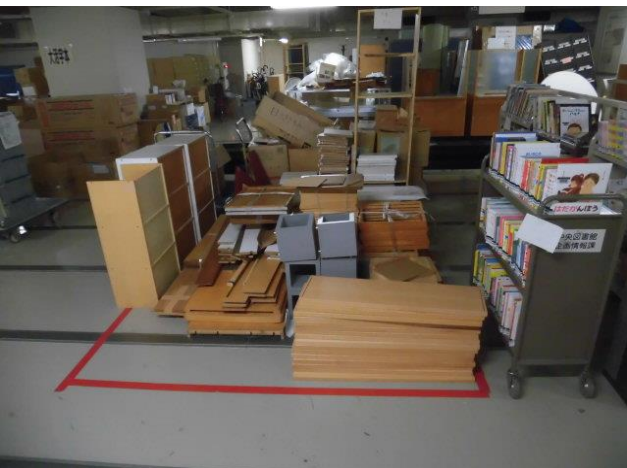
③



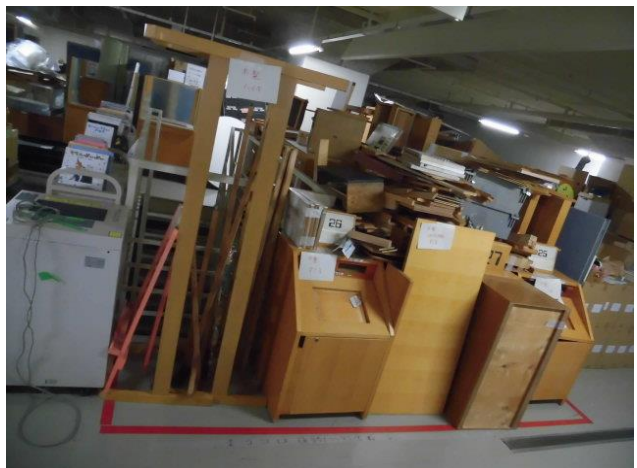
④



⑤



⑥



(別紙写真)

⑦



⑧



⑨



⑩



収集可能な日

【別紙1】

令和7年5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和7年6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

B5F

荷物用EV
積載量1150kg

機械室

FM-UTP (Cat-5e) x 2 (既存ラック上配線)

EPS

FM-UTP (Cat-5e) (EPIS)

階段-A

SD

EV-2

PS

OA

WC

WC

廊下

①

②

書庫

③

エレベーター

送機

書庫

書庫

機械室

FM-UTP (Cat-5e) (既存ラック上配線)

階段-B

FM-UTP (Cat-5e) x 10 (既存ラック上配線)

(A) x 2

FM-UTP (Cat-5e) (EPIS)

OA

附室

階段-C

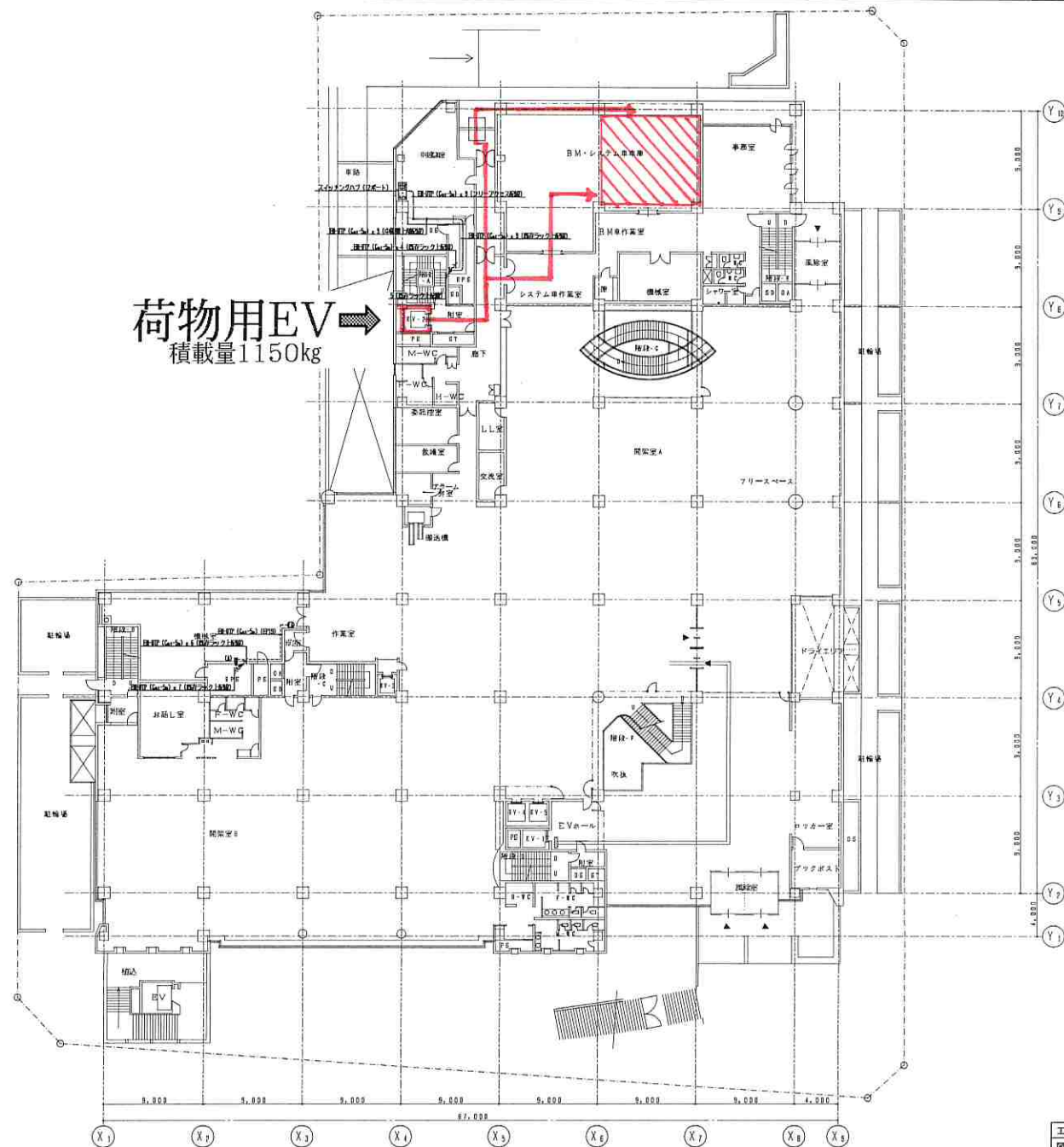
EV-3

FM-UTP (Cat-5e) x 11 (既存ラック上配線)

附室

ドライ
エリア

ドライ
エリア



工事名称	市立中央図書館中央改修工事		平成 23 年度
図面名称	1階平面図		図面サイズ: A1
縮 尺	1/200	図面番号	No. 25 C 30 枚の印
大 阪 市 教 育 委 員 会		株式会社 TORI 設備計画	
市 立 中 央 図 書 館			

印刷時 縮尺確認用スケール cm





生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること